

令和 5 年 10 月 4 日 5 業務内容(1)車両の調達 について補足します。

・車両は、履行場所ごとに自動車 3 台を調達すること（2 か所 計 6 台）

交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業 仕 様 書

1 業務名

交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業

2 目的

一般社団法人淡路島観光協会は、「淡路島総合観光戦略」に基づき「快適に過ごせる観光地」を目指し、円滑な移動や快適な滞在の実現に向けて、2025 年大阪・関西万博を契機として首都圏などの遠方から、マイカー以外で来訪される方の移動交通手段としての有用性を検証するため、「交通拠点等の駐車場用地を活用したカーシェアリング導入実証事業」を実施する。

3 履行場所（詳細は添付図のとおり）

- ア 兵庫県淡路市志筑地先
津名港ターミナル駐車場（3 区画）
- イ 兵庫県淡路市浦 666 番地 1
東浦バスターミナル駐車場（3 区画）

4 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

観光客等が利用するカーシェアリング導入による実証事業の実施にあたって、車両の導入・点検管理等を行う。

（1）車両の調達

自動車（道路運送車両法に基づく）3 台を調達すること。

（2）車両等の管理

車両等の管理は、次に掲げる事項を満たすこと。以下の

- ① 施錠及び開錠、WEB やアプリ等による予約管理、車両管理、利用者情報管理等は、既存のシステムを活用すること。
- ② 料金の支払いは、上記①と連動させたシステムを活用すること。
- ③ 事故に備えて車両に関する保険（自賠責保険及び任意保険等）に加入すること。
- ④ 定期的に車両の保守点検等を行うこと。
- ⑤ 問い合わせや車両トラブル等が発生した場合、24 時間の対応・サポート業務を行うこと。
- ⑥ その他、車両の運用管理等に必要な業務を行うこと。

(3) カーシェアリングによるデータ集計及び報告

カーシェアリングの利用状況について毎月集計し、結果をまとめた上で、淡路島観光協会が指定する日までに報告すること。

(4) 事故の発生や利用者からの問い合わせ等の対応

事故の発生や利用者からの問い合わせ等に対し、事前に体制を整え、発生時には迅速に対応にあたること。

(5) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、淡路島観光協会担当者と協議・打合せを行うこと。

6 成果物の提出

業務終了後速やかに、成果品として、カーシェアリング結果報告書を提出すること。なお、納品は紙媒体1部及び編集可能なデータ形式とすること。

7 守秘義務

本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8 個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守しなければならない。契約終了後もまた同様とする。

9 その他

業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度、淡路島観光協会と協議のうえ、決定するものとする。